

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第44号

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成9年墨田区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 A階層の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。